

News Letter

2024年に堂島法律事務所ニュースレター Vol.37 から Vol.41 にかけて連載された王宣麟弁護士による「中国留学の総括」を1本のニュースレターに再構成してお届けします。



弁護士 王 宣麟

中国留学の総括（1）

1 はじめに

当事務所ニュースレターにおいて、私からは、中国の法律に関する最新情報をメインで発信してきましたが、今回からしばらく、中国留学の総括を皆様にお届けしたいと思います。本年5月に人民大学法学院（ロースクール）で行われた修士論文のディフェンス（公聴会）を通過して卒業（修了）が確定したということもあり、良い機会ですので、いくつかのテーマに分けて中国留学を振り返っていききたいと思います。

そもそも、アメリカのロースクール（LL.M.）に留学し、ニューヨーク州弁護士の資格を取得して日本に帰国する日本の弁護士はそれなりに数がいると思いますが、中国のロースクールで修士号を取りに行く日本人弁護士はほとんどいません。そのため、中国留学に関する情報は非常に少ないのが実状だと思います。しかし、私がこの場を借りて現地の情報をシェアすれば、中国留学に関心をもつ人も増えていくかもしれないと思い、筆を執ることにしました。

大きく分けて、①学校生活、②生活面、③法律事務所での研修、④人脈作りというテーマで毎月お伝えしようと思いますが、今月号ではまず①の学校生活について書いてみたいと思います。いずれも現地の生の最新情報を具体的にお届けするため、各回少し長くなってしまうかもしれませんが、日本人弁護士の角度から書かれた中国留学体験記は珍しいかと思うので、ぜひご一読いただければ幸いです。

2 中国人民大学について

そもそも、私が留学した中国人民大学（以下「人民大学」といいます。）ってどこにあるの？という疑問をもつ方も多いかもしれません。日本人にとって清華大学や北京大学は相応に馴染みがある名前だと思いますが、残念ながら人民大学はそれほど有名ではないようです。しかし、人民大学は、中国国内の法学院の中では常にトップレベルだといわれており、実際に、2024年度の最新ランキングでは全国第1位となっています（なお、北京大学は第3位、清華大学は第4位です。）¹。そのため、人民大学は中国国内では非常に人気が高く著名な大学であり、有名な中国法律事務所の弁護士（中国語では「律師」といいます。）の中にも多くの人民大学卒業生がいます。

場所は北京市海淀区に位置しており、周囲には北京大学や清華大学等多くの大学が集まっています。法学フォーラムやセミナー等の大学間交流も盛んに行われているため、外国人留学生を含めた学生同士の交友関係も自然と広がっていきます。日本より遥かに多い人口の競争の中で勝ち抜いた、いわ



（※写真左は東門入口、右は「明德楼」と呼ばれる法学棟）

ゆる「一流大学」に集まる学生は非常にレベルが高く、英語は当然話すことができる、あるいは英語圏への留学経験がある学生も多いので、学内では中国語だけでなく、英語も飛び交っています。そのため、中国語が話せなくても英語で交流することは基本的に問題がないと感じました。また、こういった国際色豊かな環境であるため、「●●人だから～」という理由で差別を受けることも当然ありません。

もう一つ付け加えておくと、中国人の方は、学生であれ社会人であれ、人懐っこい性格の人が日本よりも多い傾向にある気がします。少なくとも私が中国に来てから知り合った中国人の方は非常に友好的で、「朋友」（「友達」の意）になるハードルはとても低いと感じました。一度会えば、すぐに懇親会や食事に誘ってもらえるのです。中国語があまり話せない駐在員たちからも似たような話を聞きますので、言語能力は関係ないと思います。その意味では、現地ですぐに友達ができるので、一人で中国に行くのが心細いという方も、実際それほど心配する必要はないかもしれません。



（※大学関連のイベントとして国際青年フォーラムに参加した際の写真）

3 授業内容等について

(1) 必修科目

話を人民大学ロースクール（LL.M.）に戻すと、授業は全て外国人留学生向けなので、一部の語学の科目を除いて全て英語で行われます。プレゼンテーション、期末試験・レポートや卒業に必要な修士論文も英語を使用することになります。

授業科目でいうと、「憲法」「契約法」「物権法」「知的財産法」「会社法」「民商事紛争解決」「中国法制度」「労働法」「信託法」「外商投資法」「科学技術法」等があり（基本いずれも必修）、授業内容は非常に豊富で、幅広く中国の基礎法を学ぶことができます。特に、民商事系は日本の法制度を参考にしているものも多くあり、すでに日本の法知識があるのであれば理解が早く進むものもあります。ただし、英語で授業が展開されるものの、さらに自分で内容を掘り下げたい場合に参照する裁判例や論文等の原文は中国語で書かれているものが圧倒的多数なので、中国語が読めない方は翻訳ソフトを利用する必要があります。英語圏から来ている留学生はこの点でわりと苦労しているという話を聞いていましたが、今では高性能な

翻訳ソフトもあり、また優しい中国人学生が手伝ってくれることもあり、単位取得のうえではそれほど問題になっていないようです。

なお、レベルに別に分けられた「中国語」の授業もあるため、大学内では法律だけでなく、中国語を学ぶこともできます。

クラスメイトは、皆様々なバックグラウンドを持っており、私の周りでいえばマレーシア、フランス、イタリア、ドイツ、アメリカ、ネパール、メキシコ生まれの留学生がいました。感覚的には半分以上はいわゆる華僑・華人で構成され、外国人といえども中国語も話せるという人が多いという印象です。授業の中では、互いに自国の法制度を共有する機会も多く、中国にいながら大陸法だけでなく、英米法（コモンロー）も少しではありますが、同時に学ぶことができたのは良かったと思います。

(2) 聴講制度について

ここからは中国語がある程度出来る人に限定されるのですが、人民大学ロースクールに所属すれば、中国人大学生に交じって中国語で法律の授業（聴講）を受けることができます。こちらは LL.M. の授業よりも更に深い内容を学ぶことができ、また中国語の専門用語も学ぶことができるので、聴講も学習のうえで大変有意義だと感じました。いわゆる実務科目については日本のロースクールと同様、実務の第一線で活躍する大手法律事務所に所属する弁護士が講師を務めてくださいます。そのため、実務上の考えや留意点も直接講師から学ぶことができるため、実践に即している内容になっていると感じました。特に面白いと感じたのは、模擬国際仲裁や模擬民事裁判の授業です。私自身、日本の民事訴訟経験数はかなり多いと自負しているのですが、中国の民事裁判や国際仲裁の経験がなかったので、これも良い機会だと捉え、クラスの中で唯一の外国人聴講生だったにもかかわらず、持ち前の積極性を発揮してグループに加えてもらえました。

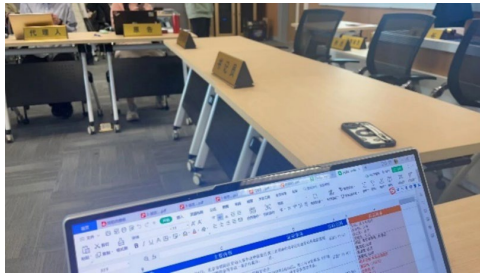
グループワークが中心で共通言語は中国語なので、LL.M. とはまた異なった環境で学習をすることができました。最初から当事者一方のチームに所属し、チーム内で分担してケース分析、法律構成・主張・証拠の検討から模擬法廷・模擬仲裁廷当日の役割（いずれも代理人役を務めました）までを担い、クラスに少しでも貢献することができたのではないかと思います。準備のために深夜過ぎまで議論が続くこともしばしばあり、体力的になかなか厳しいときもあったのですが、こうした作業を通じて中国人クラスメイトとも関係を深めることができました。

私自身は日本で生まれ育ったものの、両親が中国人＋中華学校卒業のバックグラウンドを持っているため、中国語はネイティブレベルで話すことができますのですが、それでもやはり彼等に食らいついていくために各業界の専門用語は別途学習が必要でした。そもそも日本語も同じですが、言葉自体常

に変化していくので、今でも英語を含め欠かさず勉強を続けています。



(※模擬裁判当日1)



(※模擬裁判当日2)

留学経験がある諸先輩方から、他国の法制度を学ぶことを通じてより自国の法制度に対する理解がより深くなる、という話をよく聞くのですが、やはり私自身も中国法を学ぶうえで日本法との比較を意識していたこともあり、より一層日本法に対する理解も深まったと感じています。

余談ですが、大学の図書館は学期開始1日目から満席で中国人大学生の意識の高さを感じました。現在の中国経済の状況を踏まえると、一流大学の学生であれ自身が希望する職を探すことは容易ではないのです。そのため、学校の試験での成績あるいはインターンシップの経験が非常に大事なので、大学（大学院含め）に入ってから常にも努力をして競争の中で勝ち続けなければなりません。勤勉で努力家な友人たちが毎日必死に勉強する姿に私も影響を受け、学習に対するモチベーションも維持することができたのではないかと思います。



(※いずれも中国語で行われる法律授業の教室の様子)

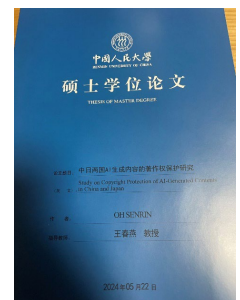
4 研修・修士論文について

LL.M. の必修授業は、基本的に1年目で単位取得を終えるため、後は修士論文を書き上げてディフェンスを通過すれば卒業（修了）することができます。

私の場合、2年目以降は前述したように大学に通って授業の聴講をしながら、中国の法律事務所での研修をしていました。この中国法律事務所での研修については、非常に濃い豊富な内容をお伝えすることができるため、次号以降のニュースレターで総括したいと思います。大学に所属していればオプショナルとして「インターンビザ」を取得することができ、中国の法律事務所内で研修をすることができるのです。そのため、現地の法律事務所です実務経験を積みたいが、就労許可を取るのハードルが高いという方にとっては、大学に所属すること自体に一つの大きな意味があるという部分だけ、ひとまずご留意いただければと思います。

次に修士論文についてですが、私が選択したテーマは、「日中間におけるAI生成物の著作権保護」です。知的財産分野の中でも最近特に多くの人が関心を寄せるホットトピックを研究しました。OpenAI社のChatGPTを始めとして、世界中で数多くのテック企業が競って生成AIを日々開発しており、今ではパソコンやスマホがあれば誰でも簡単に生成AIを利用することが可能となりました。中国でもアリババやバイドゥ（百度）等のビッグテック企業が独自の会話型AIを開発し、すでに中国人ユーザーに提供されています。その活用方法には無限の可能性があるとされていますが、他方で、法的には、データを読み込ませる学習過程におけるセキュリティ、情報漏洩の問題点や生成物自体に対する著作権の保護や帰属をめぐる中国でも多くの議論が行われています。中国では、AI生成物に対して著作権を認めるべきとする裁判例がいくつか出されているため、私の論文はその裁判例を中心に中国の学説、日本の学説を比較分析し、そのうえで権利の帰属先についても論じたものとなっています。

ドラフトを書き上げた後、指導教授からレクチャーを受け不足部分を補充する、というのを何度か繰り返した後にディフェンスを迎えることになります。ディフェンスも勿論、人民大学の教授たちと英語で行うため、中国語は必要ありません。ディフェンスに参加した教授全員の賛成をもらうことができれば晴れて通過、卒業が確定することになります。



(※左写真はディフェンス当日の様子、右写真はディフェンス後の修正を踏まえて完成した論文)

5 最後に

以上のとおり、現地の言葉が分かるのに越したことはあり

ませんが、中国語がたとえ理解できなかったとしても、英語で中国法を学習し、クラスメイトや大学生同士で交流すること自体は何ら問題がないため、卒業までそれほどハードルが高くないことはお分かりいただけたのではないのでしょうか。

もちろん自身が進んで学習をしたいと思えば、私のように聴講をすることで、あるいは法律事務所での研修、付近の大学との交流や勉強会等を通じてより一層自身の能力を飛躍させられる環境もあります。英語や中国語など母国語以外の言語を使って学習することは簡単なことではありませんが、このような経験は間違いなく自身のキャリアに大きく貢献し、また弁護士として扱える業務の幅を大きく広げることができたと確信しています。

私自身は人民大学に留学して本当に良かったと思いますし、単に法的な素養や知識・言語能力を磨いただけにとどま

らず、日本帰国後も付き合っていけるような沢山の友人に恵まれたことも一つの財産だと考えています。

以上が①学校生活のまとめとなります。大学の学習で得たものは沢山あり、まだまだ皆様に共有したいことが沢山あるのですが、際限がなくなってしまうようなので、一旦ここまでとさせていただきます。

次号では、単に旅行ではなく、生活するうえで気になる部分、特に治安面や食文化などの実際に住むとなった場合の住環境についてシェアしていこうと思います。引き続きご笑覧いただけますと幸甚です。

(注)

1 <https://www.dxsbb.com/news/6760.html>

中国留学の総括（２）

1 はじめに

前月号に引き続き、中国留学での総括第２弾を皆様にお届けします。第１弾では、主に中国人民大学ロースクールでの学習環境やその内容をお伝えしましたが、第２弾は、中国での生活環境について書くことにしました。これまでニュースレターでは、中国の法律情報をメインで発信してきましたが、私のクライアントの中には中国系の方も多いため、法律だけでなく、「人」を理解することも同じぐらい大事だと考えています。「日本人と中国人は異なる部分がある」と一言言うのは簡単ですが、異なる国のクライアントと接する際に、彼等が暮らしている（してきた）環境や背景、歴史が、私たちのコミュニケーションにも影響を与えていると感じることが多くあります。そして、自身の経験からですが、少なくともある国の人が「どのような環境で育ち、文化水準で暮らし、又は物の考え方・価値観を持っているのか」を理解していた方が、衝突が少なくなるように感じます。こうした部分は、現地に住むことで実際に当該国の人と接し、あるいは自分も同様の生活をしていく中で徐々に理解を深めることができるため、これも留学の醍醐味の一つだといえるでしょう。したがって、「中国人がどのような生活をしているのか」という部分は、（少なくとも私にとって）決して弁護士業と無関係ではなく、むしろ中国系クライアントと付き合うのであれば、積極的に理解した方が良いと思い、第２弾で共有させていただく次第です。生活面といってもかなり色々な角度から私個人の体験をシェアできるのですが、本稿では、中華料理、言語、人口という部分に絞ってお伝えしようと思います。

2 中華料理

最近日本では「ガチ中華」という言葉をよく聞くようになりました。中華料理から変遷を経た後の日本風の味付けではなく、本場中国の味をそのまま楽しみたい、という人も多いとよく聞きます。他方で北京にいる間に駐在員の方々から「ガチ中華は辛すぎる、油っこくて胃に合わない、材料が心配」という話もよく耳にしており、食に対する不安も多いと聞いています。実際、私が留学を始めたばかりのときもそうでした。しかし、実際に生活してみるとわかるのですが、中華料理はバリエーションが豊富なので、自分の味覚や胃に合う料理を見つけることはそれほど難しくありません。

そもそも、中国には「八大菜系」と呼ばれる８つの系統（山東菜、四川菜、広東菜、福建菜、江蘇菜、浙江菜、湖南菜、安徽菜）があると言われており、それぞれ特徴が異なります。例えば、辛い料理の代表といえば、湖南料理、四川料理でしょう。四川料理の辛さは「麻辣（マラー）」（辛い＋痺れ）と言われ、食べるとヒリヒリとする感覚ですが、湖南料理の辛さは「酸辣（スワンラー）」（辛い＋酸っぱい）と表現されることが多いです。一口に辛いと言っても、その辛さの中にバリエーションがあり、辛い物が好きな中国人の中でも好みが分かれています。オーダーするときに辛さを調整してもらうこともできるので、辛いのが嫌な人は「免辣」（ミエンラー）、「微辣」（ウェイラー）と言えど良いでしょう。



(上記写真左は「四川火鍋」、上記写真右は「辣子鸡」)

例えば、唐辛子料理の代表として「辣子鸡」(ラーズジー。重慶料理。)と呼ばれる料理があるのですが、唐辛子自体は普通食わずに中にある鳥のから揚げだけを食べるため、見た目ほど実際辛くはありません。辛さも調整可能であり、私も美味しく食べることができました。

辛い物が苦手な日本人の方にお勧めできるのは、わりとあっさり目の又は甘目の味付けで有名な広東菜や江蘇菜です。ちなみに個人的に一番好きなのは広東菜です。「食は広州にあり」という言葉があるように、中国人の中でも広東菜、なかでも順徳菜は日本人の口にも合う味付けで海鮮系の料理が多いです(下記写真左@広東省仏山市)。そして、もし機会があるのなら是非チャレンジしてみてほしいのが、「ザリガニ」(「小龙虾」)です(下記写真右)。



日本だと汚いとか臭いというイメージがあり、そもそも食べる習慣がないのですが、中国だと食用養殖の綺麗なザリガニがあるため、臭み等は全くありません。私はエビがとても好きなので、エビに近い触感と味付けで、ニンニクをたっぷりきかせた調理方法で食べるのが好きになりました。

と、ここまで様々な写真を載せると、中国で食べた美食たちを自慢したいだけだと思われるかもしれませんが、そうではなく、中国は日本の国土面積 26 倍、民族も 56 の民族から成り立っているため、地域で食べるものが全く異なることをお伝えしたかったのです。ザリガニがまさに一つの例で、日本人は食べないけど中国人は普通に食べます。もっと言えば、中国の中だけでも「中国人の中でも食べる・食べない習慣がある地域がそれぞれ異なる」のです。考えてみれば日本でも同様で、ある県では郷土料理として食べられているが、他の地域では全く食べられないものも沢山存在します。日本よりも巨大な面積でかつ人口が膨大で多民族から構成されていることも考慮すると、食という一面を切り取っただけでも非常

にバリエーションが豊富であることが容易に想像できるのではないのでしょうか。

留学を始めて、こうした中国での地域差は食に限らず、生活環境あらゆる部分で存在することに気がつきました。法律も例外ではありませんが、この点については次号以降でご説明したいと思います。

いずれにせよ、中国人と会話するとき、単に「中華料理」とひとくくりで話すのではなく、より具体的に、これは「〇〇省(地域)発祥の料理だ」というように食のルーツについて語ることができると、「お、こいつはわかってるやつだな」と現地の方から思ってもらえることができ関係性を深めやすいので、やはり「食」への理解は意外と重要だったりします。

3 言語

次は言語について感じたことをシェアしようと思います。現地での生活を豊かにする重要なポイントの一つは現地語の理解にあると思います。前月号では、大学の環境に限定して言えば英語は通じることも多い、という趣旨の話をしましたが、大学から一歩外に出た後の普段の生活環境でいうと、観光地や外国人が多い特定の地域を除けば、むしろ英語が通じることはあまりないというのが共通認識だと思います。そのため、買い物や乗り物に乗るなど日常生活を送るうえでは、中国語は話せた方が良く感じました。

中国語の特徴としては、標準語と呼ばれる「普通語」(「北京語」とも呼ばれます。)以外に、多くの「方言」があるという点にあります。ただ、この「方言」というのが少々厄介で、日本の感覚だと方言というのは標準語話者であれば誰でも基本的に理解できる程度の差異しかないという位置づけですが、中国における方言の話し言葉(口語)は「普通語」と全く異なります。誤解を恐れずに言うと日本語とドイツ語ぐらい異なります。例えば、「普通語」だと美味しいを意味する「好吃」は日本語で「ハオチー」と発音することになりますが、広東省の方言である「広東語」だと「ハウセツ」と発音するうえに、さらに四声(音の抑揚)の数も異なるため、違う言語だと位置づけた方がむしろ誤解が生まれません。それが故に、各地方で標準語の「口音」(なまり)が違うという表現をよくします。北の方に行けば舌を巻く口音になりますが、南にいくほど音が軽いように聞こえるといわれます。留学をして色々な場所に出張したり旅行したりする中で発見したのは、このなまりも慣れなければ聞き取れないときがあるということです。私は大学の友人や研修先(法律事務所)での職場の同僚やクライアントたちと知り合う中で各省出身の中国人たちと交流してきましたが、最初は強いなまりがある人の普通語は聞き取りにくいと感じていました。中国人民の99%が漢民族だとは言われていますが、その漢民族の中でもメインで使用する言葉がかなり異なることに注意する必要があります。すでに中国生活を始めて2年近くが経つの

で、このなまりにもだいが慣れることができましたが、これは今後私が弁護士として多くの中国人たちとビジネス上で付き合っていくうえで一つの大事なスキルだと感じています。

4 人口

中国の人口は約 14 億人であり（日本の約 14 倍）、国土面積は約 960 万km（日本の約 26 倍）です。単に数字だけを切り取れば、「広大な土地に沢山の人がいる」と一言で片付けてしまうのですが、私は特にこの「人口」という部分は、「人」を理解するうえで非常に重要なポイントだと考えています。ここまで読んできた方の中にはお気づきになれる方もいるかもしれませんが、料理と言語の面だけで見ても同じ国の中でもかなり違う、ということはお分かりいただけたのではないかと思います。

本来は中国留学を経て、「中国人」がどういう性格の人が多いのか、そのような性格を踏まえて、どのようにビジネスを進め、何に気を付けなければならないのか、ということをシェアする方が皆様の関心が強く、そちらの方が良いのではないかと考えています。しかし、中国のことを知れば知るほど、中国人（日本人も同様）をひとくくりで何かを語ることができないことに気が付いたのです。私も留学前は中国人クライアントを相手に案件を多く処理してきましたが、それでも日本クライアントの方が割合としては多かったため、留学前の私の中では、「中国人は〇〇という性格だから」あるいはそれと対比して、「日本人は〇〇だから」という前提を頭の中に持っていたように思います。しかし、それが留学期間を経ていく中で見方が変わっていることに気が付きました。

概念的な説明になってしまうので言葉で表現するのは少し難しいのですが、例えば、日本人の性格（良し悪し）を 0 ～ 10 というパラメータで表現する場合、人口が 14 倍あるということは、その 0 ～ 10 のパラメータの上値と下値の範囲が 14 倍広がるイメージです。つまり、上を見ればとことん性格が良い人もいれば、下を見れば性格がもっと酷い人もいます。性格の良し悪しに限らず、「人」に関係することがあれば、それは全て 14 倍日本と比べてバリエーションが豊富なのだと理解する方が、様々な面で説明がつくことを体感しました。

自分もそうですが、人は自分が接した人の中から何となく同じ国籍の人がいると「こういう人だ」と決めつけてしまいがちですが、実は自分が接しているのは、中国だと 14 億人の中の数十人、数百人、多くても数千人にも満たないのです。もちろん、教育や育った環境、歴史等が異なるが故に、日本と異なる、あるいは似ている部分をあくまでも「傾向として」表現することができても、私が留学中に接した数多くの中国人たちのことを振り返ると、やはり結論として「皆それぞれ違う」ということを思わせられるシーンが沢山ありました。これは私が華人（名前も「王」と残しているとおり、血統は

中国人の日本人）という属性もあり、普通の日本人と少し異なるコミュニケーションをしているからこそ感じた部分かもしれないかもしれません。

5 まとめ

説教臭くなってしまうため、多くの諸先輩方の前でははっきり言うのはやや気が引けるのですが、中国人の生活面をシェアすると言いつつ、実は本稿で一番伝えたかったことは、「決めつけや偏見を持つのではなく、目の前の相手が実際にどのような人なのか、というのを自分の目できちんと確かめなければならない」ということでした。この広大な中国で、中華料理や言語を一つ語るだけでも非常に多くのバリエーションがあることはお分かりいただけたのではないのでしょうか。それは「人」も同じです。日本や中国だけでなく、世界のどこを切り取ったとして、傾向の話はできてもそれが全てではない、という点は肝に銘じなければならない、そうでなければ、思わぬところで足をすくわれてしまう（実際にそのような出来事がありました。）と考えています。この話は当然誰もが知っている「道理」だと思うのですが、最近は日中間の国同士の関係が悪化することが影響しているのか、メディアやネット上では様々な言論があり、普通に暮らしていると良くも悪くも根拠のないものに影響されがちですが、自己への戒めとして、この部分はより一層気を付けないといけないと思いました。

異文化交流については、正直、最初は戸惑いもありました。しかし、違いを受け入れていくプロセスを経て、自己の見識を広げ、より一層柔軟な物事の捉え方ができるようになった気がします。それはきっと、自分の眼で見て、触れ、人と関わり、ぶつかることから逃げなかったからこそ得られた経験・成長だと思います。

多くの諸先輩方からは、「単に言葉だけ出来ても意味がない、その現地の文化や考えを理解しなければ、『意思疎通』ができない」ということを口酸っぱく言われてきましたが、留学によってその真意を知ることができたように思います。

（両写真はいずれも北京で開催された写真コンテスト授賞式当日の様子。私は写真撮影が趣味なのですが、ラッキーなことに偶々出張帰りに撮影した天津市内の夜景が大変美しいとの評価を受けました。）



実は以上の内容は、私が2023年12月に、神戸市・天津市友好都市締結50周年記念の写真コンテストイベント¹で最優秀賞を受賞した際に、会場の皆様から日中間の差異に関する質問があり、そのときに回答したものと趣旨です。私一人の個人的な意見に過ぎないのですが、数百人いる会場でこの内容を回答した後、多くの方々から肯定的な反響がありました。そのため、きつとこの話もニュースレターの読者の方々にとって関心があることではないかと思い、シェアさせていただきました。私自身、中国文化や「人」について、まだまだ理解が足りない部分もあるので、今後も法律と同様に理解

を深めるため、国籍を問わず多くの方々と交流を続けていきたいと思います。

次月号は、留学中の研修内容について皆様にお伝えしていきますので、引き続きお楽しみいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

(注)

1 写真コンテストの当日の授賞式の様子はいくつかのメディアにも掲載されています。例：<https://www.sankei.com/article/20231203-XN6DRDYJ6NNZDCCSFQV6VZGEE1/>

中国留学の総括（3）

1 はじめに

大好評（毎回読者の皆様から沢山のメッセージを頂戴しております。）の留学総括も第3弾となりました。第1弾ではロースクールの生活、第2弾は中国での生活面に関してお伝えしました。第3弾では、中国の法律事務所での研修内容についてシェアさせていただきます。私は中国に入境してから、合計5つの現地の法律事務所での研修をしました。私の留学目的の一つは中国実務を「現地で」経験することであったため、留学で過ごした時間の半分以上を研修に費やしていたと思います。そのため、ひとたび口を開けばいくらでも研修時代の経験をお伝えすることはできるのですが、読者の皆様にとって特に関心が高いと思われる部分を中心に、次号と併せて前編・後編に分けて書いていきます。

2 研修の目的

そもそも私が中国の法律事務所での研修をする目的は、①現地の法務、特に現地日系企業のニーズを理解する、②人脈拡大の二つにありました。私が日本で弁護士資格を取得したときも同様でしたが、やはり学問と実務では異なる部分があるため、大学で学ぶ基礎も重要であるのと同時に「生の実務」を経験することは非常に重要だと考えています。特に、当事務所のクライアントの皆様がすでに中国進出済みで現地法人を有している又は日本拠点から中国企業と取引をしている企業も多いため、現地法人及び日本本社サイドからみても中国法務のニーズが高いと感じていました。もう一つの目的である②人脈拡大もそれと関連するのですが、ニーズが高いが故に、現地の専門家を必要とする場面も多いと感じることがあったのです。当事務所は海外オフィスがないため、海外にいる現地の弁護士や会計士等の専門家と連携して案件を処理する必要があり、人脈を広げれば広げるほど、クライアントの皆様にも最適なワンストップサービスを提供できると考えていました。特に中国の弁護士は、日本の弁護士と異なっ

たり専門領域が細分化されており、それぞれの得意分野・言語能力・規模を把握することで多様なニーズにも応えることができます。

そしてもう一つ、私はベースにしていた北京に限らず、上海や深圳にも一定期間研修をしていたため、「なんで他の都市まで出て研修をしたの？」という疑問も出てきそうですが、これに対しては「中国留学の総括(2)」で書いた「地域性」（日本語の意味だと「地域差」）が影響しています。中国は、国土が非常に広大で、かつ人口も膨大であるため、生活習慣や言葉も地域によって異なることはすでにお伝えしたとおりです。そして、法律も同様に、場所によって運用（適用内容や範囲）が異なることがよく見受けられます。例えば、不動産規制について、北京と上海ともに不動産購入について法令上制限が設けられていますが、上海では、2024年2月から独身の非上海戸籍者も一定の条件の下で住宅購入が可能になったように、非上海戸籍者の住宅購入に対する制限が北京よりも緩和されています。このように、日本と比べて遥かに多い「条例」や「規制」（地方性法規）等の影響により、地域差（自由貿易区や経済特区等も含まれます。）が出てくるのがよくあります。日本の場合だと、一部の条例や税関業務を除き、それほど場所によって法令や運用が異なるというイメージは強くないのですが、中国の場合は、まずこの点を強く意識する必要があるかと存じます。その意味で、上海や深圳その他の地域に拠点を置く法律事務所とも関係性を作る必要があると思い、北京以外にも進んで人脈を拡大するよう努力していました。

3 研修内容について

前述したとおり、私が研修していた中国の法律事務所は5つあり、当時抱えていた案件は事務所によって異なり、また特色もそれぞれあったため、多種多様な案件に接することができ、非常に充実した研修期間を過ごすことができたと感じています。

私が中国に渡航してから最初にお世話になったのは、章啓龍先生が代表を務めるリドラ法律事務所（北京立動法律事務所）です。所内の人数はそれほど多くはないものの、日本語に堪能な弁護士やパラリーガルが多く、実際9割以上のクライアントが日系企業であるため、そこでは現地日系企業の法務ニーズや、その対応等を学ぶことができました。

これは私の北京での研修2つ目の劉淑珺先生が率いるグローバル法律事務所（北京環球法律事務所）の日本チームで



（写真左はリドラ法律事務所にて撮影。左が章啓龍先生、右が日本人コンサルタントの松本秀敏先生）

（写真右はグローバル法律事務所の日本チームにて撮影。左から5番目が劉淑珺先生）

も同様でした。同事務所は、上海・成都等他の地域を合わせると弁護士の数が600名以上にのぼる中国の最大手法律事務所の一つです。

二つの事務所は人数の規模こそ異なるものの、いずれもクライアントに対するきめ細やかな配慮や正確性、専門性の観点から、日系企業から非常に高い評価を得ている事務所です。



(1) 個人情報保護分野

私が研修を通じて学んだ日系企業のニーズとしては、まず個人情報保護分野が挙げられます。2021年11月から施行された「中国個人情報保護法」及びその後に出された各種関連規定の越境移転規制は現地日系法人にとってかなりインパクトが大きかったようです。そのため、越境移転に関する相談、調査・報告、それを踏まえたうえで（情報を越境移転させる選択をするなら）移転に伴いどのような影響が出るのか等を記載する影響評価書（いわゆる「PIA」）・標準契約書を作成、インターネット弁公室に届出を行う、という一連の業務をサポートさせていただくこともできました。もっとも、この種の案件は、2023年9月に出されたパブコメ段階の個人情報保護法の新規定が出されたことにより一旦落ち着いたという印象です。新規定により一定数以下の個人情報を越境移転させる場合は、ややこしい手続きを経る必要がなくなったのです（詳細はニュースレター [2024年5月号](#) 参照）。中国にいる日系法人はBtoBの業態が多く、大量に個人情報を扱い、かつそれを本社に移転させなければならない企業はそれほど多くないため、新規定が正式に公布（2024年3月）されたことにより、現地の多くの日系企業が安心されたという話を聞きます。

とはいえ、中国ならではの、まずは法律の大枠組みを作って施行、その後に補充すべき箇所や不足する部分は、様々な規定や弁法等を新たに作成して短期間でフォローしていく、という日本と異なる一連の動きを私自身も体感することができました。同時に、インパクトが大きいものであっても、そ

う後に変更され、うまい具合に調整されることもあるため、中国では「まずは様子見」という部分が大事だということも理解することができました。

(2) 会社法改正

2024年7月1日から施行された改正会社法についても、日系企業にとって見過ごすことができない法改正です。この改正は約3年間かけて行われていましたが、私が研修を開始したときにはすでに2回目のパブコメ案が出されていたため、それに基づきクライアントに向けて法改正中の解説・比較を調査研究・報告していました。

今回の会社法改正により変更された部分はかなり多岐にわたるため、2005年以来の大改正だと言われています。特に日系企業にとって関心が大きいのは、資本金の払込年数制限および従業員数が300人を超える場合の従業員代表董事設置義務でしょう。前者については、これまで資本金が払われていなかったのであれば、法や規定が求める期間内に払込をしなければならなくなり、その資金の工面方法に苦勞する企業も多いと聞きます（企業によっては減資を選択されることもあります。）。後者については、従業員董事を設置することを大前提として、従業員に関わる機密事項やこれまで董事だけで秘密にすることができた会社の重要事項をいかにして漏洩しないようにするのか、というスキームを検討することに苦心されているようです。こうした法改正が進む中で運用を調整しなければならないという「生の現場」を体感し、またそれをサポートすることができたのは、上記に記載した個人情報保護法の分野と同じく大変貴重な経験でした。

更に会社法絡みの問題でいうと、2020年に施行された外商投資法が施行されたことによる影響も忘れてはなりません。特に日中合併企業の場合は、外商投資法で定められた組織変更の猶予期間が2024年12月末日までとなっているため、これまで会社法以外の法令を根拠に会社機関が設置されていた合併企業も同月以降は会社法、しかも7月に施行されたばかりの改正会社法を根拠に組織機関を変更しなければならないのです。そのため定款変更に次ぐ定款変更をしなければならない日系企業もあり、私が中国を離れる直前までこの種の会社法改正絡みのご相談、調査・報告、定款変更の案件がありました。

(3) 契約書ドラフト・レビュー

他に企業法務分野でいうと、日系企業にとって日常業務の一つとして欠かせないのが契約書のドラフト・レビューになるのではないかと思います。単に日本語の契約書だけならまだしも、そこに中国語併記の要素が加わると難易度が一気に高くなります。そこには、法解釈の問題だけでなく、言語面の問題があるからです。例えば、私が中国語の契約書を日本語の契約書に大量に翻訳している際に気がついたことですが、言葉が異なるが故に、完全に一致する表現を探すことがどれだけ難しいのかを体感しました。これは英語でも中国語でも同じですが、言葉自体そもそも定義・概念が異なります。その上で法律上の定義・概念も異なる場合があるため、かなり細かい部分まで突き詰めると完全に一致する言葉がなく、言葉が原因で不明確・曖昧な部分が出てくるがありました。但し、中国法も基本は日本と同じく大陸法がベースになっているため、法の概念でいうとそれなりに一致するものが多

く、その点は形式的に対応させるということで足りる部分もあります。結局、契約書の中身が争われたときに重要なのは「当事者の合理的意思解釈」であり、この点でいえば日中いずれも実務的に同じ発想・プロセスを辿ります。したがって、その要素をきちんと反映できているのか、言葉の表現として正確か、より良い表現がないか、言葉の細かい補足が必要ないか等を熟考することで、最良の選択肢が生まれると考えています。契約書の一つの文言が原因となって紛争が複雑化してしまう可能性を孕んでいるため、言葉一つの重みは計り知れない一方、正常にビジネスを進めるスピード感も重要であるため、バランスが難しいところではありますが、ときには研修先の先生方との議論を通じて法律だけでなく言葉に対する理解も深めることができました。そのため、こうした日中契約書ドラフト・レビュー・翻訳の作業を通じて、私自身の実力はかなり向上したと思われます。

4 次号に向けて

以上のとおり、前編だけでも非常に充実した研修を過ごすことができた皆様に伝わったのではないのでしょうか。本来は今月号で研修内容を全て収めるつもりだったのですが、筆を取るとやはり分量が多くなってしまったため、今月号は一旦前編ということで締めくくらせていただきます。次号の後編では、同様に日系企業のニーズが高い北京で研修した知的財産分野と、他の地域（上海・深圳）での研修内容をシェアさせていただきます。盛り沢山の内容となっているので、次回もご笑覧いただけますと幸いです。

中国留学の総括（4）

1 はじめに

毎月こうした形で定期的に情報発信すると、読者の皆様から反響があり、とても嬉しくまたそれが励みにもなります。私が発信している内容はあくまでも私個人の実体験や意見に基づくものではあるものの、特に現在中国で駐在されている方々からは「中国に対する物事の捉え方や考え方に共感する」といったコメントが多く寄せられています。私も普段はこうした「捉え方」等について、これまでその場その場で思うところはあったものの、なかなか日々の生活に流され言語化できていない部分がもあったため、こうしてニュースレターの記事を書きながら思考を整理できるのはとても良い機会だと感じました。

さて、今月号も前号に引き続き中国の法律事務所での研修内容（後半）についてシェアしていきたいと思います。

なお、私が毎月書き下ろしている留学総括（1）～（3）の記

事については、ウェブサイトのバックナンバーからも御覧いただけますので、過去分を遡りたいという方はぜひ[こちら](#)にアクセスをしていただければ幸いです。

2 研修内容について（後半）

(1) 知的財産分野（模倣品対策等）

前月号では、日系企業にとって関心が高い分野である個人情報保護法分野や会社法改正、日中取引契約書等の内容をシェアしました。これらに加えて、知的財産分野も日系企業にとって欠かすことができません。特に中国における模倣品対策については北京3つ目の研修先であるBird & Bird法律事務所経験をもく積むことができました。同事務所は、英国ロンドン発祥で、設立からすでに200年近い歴史があり、今では世界中にオフィス・ネットワークがあります。特に知的財産の分野では世界的に非常にレベルが高いとの評価を得

ており、北京オフィスでも具体的な案件を通じて中国の知的財産（特許、商標、著作権）の法的問題を学ぶことができました。



（写真上はBird & Bird法律事務所北京オフィスの日本チームパートナー道下理恵子先生と撮影、写真下は同事務所チームビルディングに参加したときの集合写真）

かつての中国では、中国人が日系企業の製品を模倣し、露天商が道端にシートを敷いてその上で販売する光景も多くみられましたが、今はこうした「デッドコピー」と呼ばれる模倣品の販売は当局の規制により影を潜めつつあり、その態様はEコマースでの販売に置き換わったといえます。あるいは、デッドコピーだけでなく、技術模倣やデザイン模倣が増加しており、模倣の方法は徐々に多様化、複雑化しています。そのため、ケース毎に応じた個別アプローチを検討し、予防策をとる必要があります。例えば、市場展開する前に、特許権、商標権、著作権等の権利申請・登録を考慮することは予防法務として必須ですが、仮に権利の登録ができない事情がある場合、例えば商標だと登録済み商標との類似性が高いことにより登録ができない等の場合で権利侵害が発生してしまった場合は、不正競争防止法（「中华人民共和国反不正当竞争法」）の各条項に照らして侵害行為の差止や損害賠償請求ができないかを検討する余地があります。実際に、最近の裁判例（特に日本企業が中国企業により知的財産権を侵害されているケース）に照らすと、不正競争防止法に基づいて請求が認められるケースも少しずつ増えている傾向にあるようです¹。また、民事的な方法による救済については、日本と同様、まず

は代理人を付けて示談交渉⇒訴訟提起のステップをとるのが通常ですが、訴訟外で連絡をしても中国企業から反応がないことも多いため、示談交渉をする際は訴訟提起に踏み込むことを念頭に置いておく必要があります。そもそも中国の知的財産に関する2023年1年間の全国1審受理件数については49.01万件²と非常に多く、日本と比較して訴訟外で迅速に解決できないという実態があります。他方で日本の裁判所の知的財産に関する1審の受理件数は毎年約500～600件程度となっており³、中国と比較するとかなり件数が少ないことがわかります。こうした統計上の事実から現れる差異（語弊をおそれずにいうと「文化」と表現しても差し支えないでしょう。）についても理解しておく、中国では日本と異なる対応を前提に検討する必要があるということがお分かりいただけるかと存じます。

他に、以上で述べた模倣品対策以外に知的財産の分野でホットだといえるのは、日本のエンタメ業界の中国進出でしょう。例えば、映画やアニメの進出だと、まずマスターライセンス契約を締結し、そこから更に中国企業にサブライセンスする形式をとることが多く、実際に私もこうした日中間のライセンス契約書のドラフト・レビューで進出をサポートさせていただきました。中国消費者にとっては、日本の漫画・アニメ・映画といったエンタメは昔から非常に人気があり、そのキャラクターが爆発的にヒットすれば、店頭に並ぶ全ての商品が、そのキャラクターに関連するグッズとなる現象もしばしば見られ、これにより莫大な利益（使用料）を生み出すことも可能です。但し、競争が激しい中国ではトレンドの入れ替わりも早いため、継続して人気を得る方法を考えなければならないこともまた事実です。これらの業務を通じて、単に法律目線だけでなく経営目線で契約書をレビュー、リスク示唆することも改めて重要なことだと改めて考えさせられました。

（2）撤退

日本で報道されているように撤退をする理由は各社様々ですが、中国の日系現地子会社の規模を縮小、清算、持分譲渡等により撤退をする企業をサポートする業務も一定数ありました。撤退の場面において法律事務所が最も労力を割くのは、労務分野、すなわち従業員対応となります。従業員に対して希望退職を募る場合（合意解除）であれ、整理解雇で解雇する場合であれ、中国労働法において労働契約を終了する従業員に対して経済補償金（中国労働契約法46条各号）を支払わなければならないルールがあるため、同法で算定される経済補償金（同法47条）の金額を前提に交渉が行われます。コロナ禍や世界情勢の変化等の影響もあり、決して景気が良い状態とはいえない中国では、従業員側からも様々な理由で金額を上げるための主張がなされます。ここで話が丸く収まれば良いのですが、例えば未払い残業代やパワハラ等の問題が事実として残っている場合、金額

の折り合いがつかなければ、労働仲裁や訴訟にまで発展してしまいます。例えば清算をする場合、税務登記の抹消を行う必要があるのですが、労働者に支払うべき賃金等は「債務」に含まれるため、抹消登記ができず、その結果清算手続が滞ってしまうのです。日系企業としては清算を開始した以上、手続を早急に進めたいという思いがある一方で、限られた予算の範囲内でしか+αの経済補償金は払えないため、会社が提示する金額でいかに従業員に納得してもらい、他のトラブルも含めて落としどころを見つけるのが難しいと感じました。撤退業務については、まだしばらく増加傾向にあると各所から予想されているため、こうした企業と従業員側の対立のポイントを現地で学ぶことができたのはとても有意義だったと考えています。

(3) 民事訴訟

研修中に証拠整理や主張書面の作成をサポートした民事訴訟に関しても、傍聴等を通じて中国実務を学ぶことができました。中国の民事訴訟については、訴訟進行について「地域性」(地域差)があったり、裁判官毎に変動する要素があるのですが、日本の民事訴訟と比べて共通して言えるのは、基本的に第1回期日で結審まで進むという点にあります。中国の裁判官は、常に膨大な量の案件を抱えており、迅速に案件を処理する必要があるため、よほど複雑な案件でなければ、第1回で結審させる傾向にあります。そのため、日本の民事訴訟の期日と異なって、1度の審理で2～3時間かかることもわりとよくあるようです。日本だと、弁論準備期日を経た上で、弁論期日を迎えるため、弁論準備期日段階では準備書面の提出を当事者間で交互に行い、それに合わせて期日が毎月設定されるのが通常なので、期日が短時間で終わる(だからこそ日本では審理が長引いてしまう)こともあるのですが、中国では、基本的にその過程がないため、裁判官が当事者に確認したい部分は、全て口頭でその場で議論・記録(なお裁判所にもよりますが、議論した内容の録音・反訳はAIが使用され、その場で調書が完成します。)が行われることになります。中国の裁判所はこうした短期決戦型の特徴があるため、例えばクライアントが出席していない場合は、その場で代理人が担当者に電話連絡をして確認するといった光景も見られました。また、証人尋問が行われることも実務上は少ないようで、それがあったとしても裁判官主導の尋問形式であるため、これもまた当事者主導の日本と大きく異なる部分だと思いました。



(写真左は、広東省仏山市の裁判所前で撮影。写真右は(元)深圳市盛唐法律事務所の日本人コンサルタント大嶽徳洋先生)

(4) 所内・現地クライアント向けセミナー

さらに、留学中の間に様々なご縁があり、日本と中国両国からの比較法の観点から、労働法、民事訴訟法、著作権、外商投資法、日本法令のリサーチ方法等に関する所内やクライアント向けのセミナーの講師を務めさせていただきました。事務所内セミナーの場合は、オーディエンスとして日系業務以外の先生方も参加されるため、全て中国語又は英語を使用して、日中法令の解説を行いました。一部の先生方からは、比較法的観点から日本に関する法令の質問が飛んできたり、あるいは、私から中国実務について逆質問を投げかけたりして自由闊達な議論が出来ていたように思います。セミナーだどうしても一方通行になってしまうことも多いのですが、参加された先生方も興味を持ってくださり、私も非常に有意義な時間を過ごすことができ、収穫もとても多かったです。また、セミナーを通じて、私の存在を知ってくださった先生方から終了後に個別の連絡があったり、業務のご相談があったりと、こうした機会を通じて人脈・業務を拡大することもできました。





(写真上は北京市環球（グローバル）法律事務所内でのセミナー時に撮影、写真下は上海市博京法律事務所内でのセミナー時に撮影)

(5) 上海市、深圳市での法律事務所内での研修

幸運なことに、北京市以外でも、上海市にある徐大鵬先生が日本チームの代表を務める「博京法律事務所」や、広東省深圳市にある杜良全先生が率いる「盛唐法律事務所」の日本チームでも研修の機会をいただくことができました。

いずれも長年、上海市、深圳市内で多くの日系企業を全面的にサポートしてきた実績があり、また、日本チーム以外の中国企業向けの企業法務等も専門的に取り組んでいる事務所です。

両事務所内では、北京市での研修と同じく日系企業の企業法務全般を取扱うことが多かったのですが、他に税関の規則や企業に関係する法令等の運用に関して、上海や深圳も北京と運用が異なる部分があり、「地域性」（地域差）を学ぶことができました。それ以外に、今中国側で話題になっている「出海」（「中国から海外に出る」という意味）の業務、すなわち中国企業による日本進出案件等も当事務所でサポートさせていただきました。首都である北京もビジネスが活発に行われているものの、上海だと地理的に港があり、周辺諸国からアクセスしやすく、また外国人の数が圧倒的に多いため、上海の方が国を跨いだビジネスが盛んです。中国内での競争が激しいため、日本へ進出したいという中国企業から多くのコンプライアンスに絡む相談（主には日本の独禁法、不正競争防止法、景品表示法、外為法等）を受けて対応していましたが、そこは日本法であるため私の得意分野として各事務所の業務に少しでも貢献できたのではないかと考えています。



(写真上は博京法律事務所でのランチ会の際に撮影、写真下は盛唐法律事務所の研修終了の打上げ時に撮影)

3 最後に

上記でご紹介した内容は研修で取り組んだ内容のごく一部に過ぎないのですが、それだけでも非常に充実した研修になったことがお分かりいただけたのではないのでしょうか。このように充実した時間を過ごすことができたのは、少しでも多くの具体的案件に触れ、経験を重ねて欲しいと考えた研修先のご厚意によるものです。こうしたご厚意に対して、この場を借りて改めて御礼申し上げます。また、研修先の法律事務所以外の北京、上海、広州や深圳等の法律事務所や会計事務所等の先生方にもお食事や懇親会、事務所訪問等を通じて交流を沢山重ねることもできました。こちらについては、また次号で、「人脈」をテーマにご紹介できればと考えております。中国留学の総括は次号が最終となりますので、最後までお付き合いいただけると大変嬉しく存じます。

(注)

1 例えば、株式会社良品計画により行われた、「無印良品」という企業名を付した中国企業に対する不正競争防止法に基づく損害賠償請求が認められたケース（江苏省高级人民法院（2022）苏民终 356 号）等があります。

2 参照「最高法院发布 2023 年人民法院审判执行工作主要数据」（訳：最高人民法院により公布された 2023 年人民法院の判決・執行業務に関する主要なデータ）

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1793039277341878604&wfr=spider&for=pc>

3 参照：日本知的財産高等裁判所ウェブサイト

<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2024/j-zen-kokuchisai.pdf>

中国留学の総括（５）

1 はじめに

私が尊敬する大阪のある弁護士が言っていました。「弁護士は人と会ってなんぼや」と。当時弁護士一年目であった私は正直この言葉自体ピンと来ておらず、クライアントは人づてに来ることが多いからそりゃそうだろうな、という程度にしか考えていませんでした。しかし、中国留学を通じてこの言葉の意味が少しずつ理解できるようになってきた気がします。そこで私なりのこの言葉の解釈も含め、最終回は、中国文化を語るうえで欠かせない「人脈」にテーマをあてて中国留学の総括を締めくくりたいと思います。

5カ月間にわたる連載も、気が付けばトータルの文字数が25000字を超えており、かなりボリュームのある内容になりました。それでも、このニュースレターでお伝えできないこと等含めシェアしたいことはまだまだ沢山ありますが、残りは今後皆様にお会いしたときに直接お話するためのネタとして取っておき、いったん本稿をもって留学の総括（中国編）は終了したいと思います。

2 弁護士にとっての「関係」（关系【グワンシー】）について

中国で人脈を語るうえで欠かせないのが、この「関係」に対する捉え方だと思います。

中国だと何をするにしても「関係」が大事だという話は以前からあったでしょうし、中国ビジネスに関わる人であれば共通意識として持っているかと思います。

かつては、こうした「関係」の影響力というのは（特にそこに権力が加われば）非常に強力であり、それが故に賄賂・腐敗に繋がる等様々な問題が指摘されてきました。中国政府もこれを問題視しており、「反腐敗運動」を推進することで、過去に賄賂を受領した公務員を逮捕・党の規律により処分し、実際私自身も中国滞在中によく関連するニュースを目にしていました。今年出版した「アップデート中国法務」にも書いたように、中国ではもはや「コネとカネ」では問題を解決できない時代に入りつつあるように思われます。面積が巨大な中国なので地域差も非常に大きく、都市部とそれ以外でもかなり差があるため一概に語ることはできないのですが、今後の方向性としても、こうした「関係」があることによる優位性というのは徐々に少なくなっていくことが予想されます。

では日本と比較して「関係」があることによる優位性が本当にないのか、という話になりますが、どこまでいっても完全にこの優位性が失われることはないというのが私の意見です。少なくとも私が中国の法律事務所研修を通じて見聞きしてきた経験に基づけば、やはり関係性があつた方が、物事がうまく進む確率が上がる、という感覚があります。勿論、

できること・できないことはある程度明確に分けられている前提ですが、人脈を使って融通がきくような内容、例えば、要件が厳しい営業ライセンスを得る際に政府関係者との交渉をカットしてスムーズに許可取得を進めることができたり、政府部門への問い合わせのために順番待ちをしなくてもいい所を速めてもらったり、あるいは直通電話を教えてくれてスムーズに問い合わせができたりすること等が挙げられます。やはり「関係」は、「活用できるかは不明確だがあるに越したことはない」という考えは今後も持っていた方が良いでしょうに感じました。

少し前置きが長くなりましたが、こうした人脈の重要性というのは上記に書いた経過を前提にしても、まだまだ失われていません。すでに留学総括の過去記事でもお伝えしたように、中国では、日本で考えられないほど場所によって法の運用の異なる部分が大きい（「地域性」と呼びます。）ため、私自身が今後中国法務に取り組んでいく中で、各地でできるだけ多くの人脈を持つことも非常に重要だと考えていたのです。

3 ご縁を頂戴した皆様（一部）のご紹介

(1) 法律事務所の先生方

上述した理由から、私が今後中国業務に取り組んでいくうえで、それぞれの専門性をもつ現地の先生方となるべく多くの「関係」を構築することは必須だと感じていました。そのため、私がまず注力していたことの一つは、「弁護士は人と会ってなんぼや」という言葉のとおり、なるべく多くの先生方にお会いして、ロングタームでの関係構築、情報交換することにあります。情報は多ければ多いほど良いですし、中国現地の生の最新情報は、現場でまさに仕事をされている、第一線で活躍されている先生方が一番詳しいのです。こと中国では情報統制が他国と比べて強い日本からアクセスできない情報もあるので、情報源を確保しておくことは中国ビジネスを行ううえでも欠かせないポイントです。逆に、中国にいらっしゃる先生方も日本の法律や経済情勢について興味を持たれている方が多いため、相互にかつ定期的に情報交換することができました。また、単なる情報交換にとどまらず、交流したことをきっかけに、先生方から中国クライアントをご紹介いただき、具体的な業務処理を日本（当事務所）でお手伝いする、または、当事務所から中国側に案件処理をお願いすることもあり、相互にコラボする機会も増加しています。現在の日中間の経済情勢に照らすと、中国⇒日本へは投資（M&A含む）、進出が増え、それに伴うビジネス上の契約書レビュー、労務コンプライアンス、ビザ、許認可関連のご相談があり、日本⇒中国にお願いする仕事でいえば、コンプライアンスチェック（特に個人情報保護法、反スパイ法関連）、

労務相談、中国企業に対する債権回収、撤退・清算の業務が増加してきたという感覚です。こうしたコーポレート系以外では知的財産に関する業務（模倣品対策、商標出願、キャラクターもののライセンス契約）等も少しずつ増えております。当事務所としても、日本顧客の皆様にワンストップで中国内での法的手続まで含めて処理できるという形でお喜びいただけますし、こうした形で今後も各地の先生方と協力していきたいと考えています。

私が中国留学で北京に来た当時、中国内にそれほど「友人」が多くなかったのですが、中国にいらっしゃる日本・中国の方々が温かく歓迎してくれたおかげで、各地域の多くの専門

家たちと知り合うことができ、「友人」にもなることが出来たと考えています。

今月号では、先生方と記念撮影した写真を多く掲載していますが、実は私が北京、上海、深圳等に滞在していた2年の間、研修の合間に足を運び、交流を重ねた他の法律事務所、会計事務所、コンサル会社のオフィスは、合計150を超えています。一つ一つの事務所への訪問、あるいは食事会という形で、各地域で様々な専門性を持つ先生方と深く交流できたため、本当は全てご紹介したいところなのですが、紙面の都合上、ごくごく一部だけのご紹介となってしまうこと、ご容赦いただけますと幸いです。



左：上海市での事務所訪問の際にお会いした何天宏先生【北京盈科（上海）法律事務所】
右：上海市での事務所訪問の際にお会いした桂萍先生、黄翔先生【上海中島法律事務所】



左：北京市で事務所訪問の際にお会いした王春民先生【北京嘉維法律事務所】
中央：広東省深圳市で事務所訪問の際にお会いした黎新宇先生、胡颖涵先生【広東広和法律事務所】
右：広東省深圳市で事務所訪問の際にお会いした尤武軍先生【上海錦天城法律事務所深圳オフィス】



左：広東省広州市で事務所訪問の際にお会いした陳偉雄先生チームの先生方（蘇純先生等）

【広東広信君達法律事務所】

右：広東省深圳市で事務所訪問の際にお会いした許臨風先生、劉哲成先生【広東律參法律事務所】

(2) 政府部門との交流

さらに、複数の政府部門の関係者の方々とともに懇意にさせていただく機会がありました。例えば、上海から高鉄（新幹線）で1時間ほどの距離にある江蘇省常州市の高新区にも訪問しました。高新区は、中国内の産業技術レベルを引き上げることを中心とした特殊経済地域の一つ、高新技術産業開発区のことをいいます。いわゆるハイテク産業、EV（電気自動車）や半導体、新エネルギー関連の産業を中心に企業誘致、工場建設等を通じて、区域内で各社が材料・部品の提供から組み立てまで一貫して製造をすることができ、製造量を増加させ

られるようになったという点に特徴があります。招商局の皆様は温かくお迎えいただき、すでに同区に進出済みの日系企業や駐在員の生活状況、他の外資企業の参入状況、高新区に進出することで企業が得られる優遇策等をとても丁寧に教えていただきました。特に常州市の高新区は新エネルギーに関連した投資が活発であり、実際に直近3年間では投資総額が中国国内でトップレベルという統計も出ており、現在は景気が落ち込む傾向にある中国内でも、こと常州市については景気が右肩上がりという話も伺うことができました。



訪問時にお迎えいただいたのは、常州国家高新区招商局張副局長、同アジア部担当李マネージャー、常州市駐日本経済貿易連絡処東京センター曹主席代表。

(3) 香港・台湾でのご縁

留学中、私のベースはあくまでも北京ではありましたが、時間を見つけて香港、台湾にも出張という形で現地専門家たちと交流を続けておりました。

香港、台湾については、歴史的な背景があり、適用される法律が中国大陆とは異なるものの、私が得意とする中国語を使うことができる以上、その部分もカバーしておく必要があると強く感じていました。いずれの場所も、世界的な情勢や動向の影響により、日系企業のビジネス展開に対する様々な評価があるものの、日系企業とは切っても切り離せない立ち位置にありますし、実際にクライアントの皆様から現地法務に対するニーズがあるため、私が日本弁護士としてサポートできることはまだまだ沢山あると考えています。

(4) その他たくさんのご縁

また、法律分野以外でも、現地の税務会計ニーズがありますので、日系・中国系を問わず会計事務所やコンサル会社と

も交流を深めることができました。国を跨ぐ以上、租税条約や移転価格税制の問題に遭遇することも多いので、会計面でのサポートもニーズが大きいと感じています。

他に、日系企業に勤める日本人駐在員の皆様とも多く交流を重ねることができました。中国各地には、各都道府県の県人会を始めとして、卒業大学のOB会・同窓会、スポーツサークルや平成会等多くの交流会があり、私は日本人とのネットワーク作りにも積極的に参加していたため、フットワーク軽く全ての懇親会に参加するようにしていました。その結果、留学期間の1年365日のうち350日は誰かと飲食する（飲んでいるとはいっても私自身はアルコールアレルギーがあるのでお茶を飲んでいるだけです。）状態が2年ほど続いていました。友人たちからは短期間でよくそこまで顔を広げることができたかと驚かれることも多いのですが、これは私だけの努力ではなく、現地で優しく温かく迎え、様々な会に積極的にお誘いしてくれる日本人や中国人の皆様のおかげなのです。



台北市で事務所訪問の際にお会いした林志剛先生、陳和貴先生【台湾国際専利法律事務所】



左：台北市で事務所訪問の際にお会いした高志明先生、洪邦桓先生【萬國法律事務所】

右：香港で事務所訪問の際にお会いした謝慶綿先生【Sun Lawyers LLP】

4 最後に

以上のような形で、昼間は法律事務所での研修又は大学の講義、隙間時間があれば昼でも夜でもネットワーク作りに奔走していた結果、中国各地に頼ることができる多くの人脈(友人)を作ることができたと思います。ただし、私の留学計画の都合上、2024年7月で中国北京を離れてしまい、今はシンガポールに拠点を移した状態のため、これまでのように気軽に皆様に会うことができない状態になってしまいました。それでも、業種や国籍を問わず、せっかく一人一人とご縁があった以上、それを大事にしたいと考えているので、ニュースレターの記事を通じて皆様に感謝の意をお伝えし、また皆様に忘れられないように毎月情報発信している次第です。

繰返しになってしまいますが、国を跨いで準拠法が異なる地域に関する案件を処理しようと思ったときに、そこには必ず「法」(知識・経験も含む)や「資格」等の高い壁が立ちます。留学を経験しても日本法弁護士が一人で出来ることには限界があり、言葉の出来不出来にかかわらず、この壁を乗り越えるためには必ず現地専門家のサポートやアドバイスが必要なのです。まさに「弁護士は人と会ってなんぼ

や」という私の尊敬する弁護士の言葉のとおり、壁の先にいる皆様一人一人とお会いすることで乗り越えられる壁が少しずつ増えていくことを実感できるようになりました。単に、人脈を営業的な意味での「集客の方法」として捉えるのではなく、今後長期的にみて、一緒に仕事をしていける又は情報交換を通じて互いに成長できるような「友人」、「この人がいるからこそ、〇〇の業務処理ができた」といえるような互いに補い合える関係こそが自分にとってかけがえのない一番の財産なのではないかと思っています。

2024年8月からはシンガポールに渡航しており、現地法律事務所ですでに勤務が開始しております。これまでと同じように現地法務の経験を積みながら、ASEAN全体でネットワークを構築し、日本、中華圏、東南アジアという3つの地域を日本語、中国語、英語を使いながら、現地専門家たちと共に企業の双方向での行き来や紛争解決をサポートしたいと考えています。その結果については、約1年後に東南アジア編の総括として、ニュースレターで皆様にご報告したいと思いますので、楽しみにしていただけますと幸いです。



左：北京市での異業種懇親会時に撮影、左から岳寧先生（専利代理人（弁理士））【北京フェアスカイ法律特許事務所】、吉岡由佳理様【日本国税庁北京オフィス駐在】、贾鳴鳴様【華盟税務テクノロジーパートナー】

右：北京で開催していただいた送別会

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、
個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または
現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp